

## 1 議事日程（2日目）

〔平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成20年9月2日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 報告第8号 地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市健全化判断比率の報告について
- 日程第2 報告第9号 地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第3 報告第10号 地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第4 議案第62号 太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第65号 市道路線の廃止について
- 日程第6 議案第66号 市道路線の認定について
- 日程第7 議案第67号 筑慈苑施設組合への加入について
- 日程第8 議案第68号 大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について
- 日程第9 議案第69号 太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第74号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第75号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第76号 太宰府市立公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第77号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第78号 太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第79号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第81号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第82号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

て

- 日程第23 議案第83号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第24 議案第84号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について  
日程第25 議案第85号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第26 請願第4号 郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願  
日程第27 意見書第4号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書  
日程第28 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 7番  | 橋本健  | 議員 |
| 8番  | 中林宗樹  | 議員 | 9番  | 門田直樹 | 議員 |
| 10番 | 小柳道枝  | 議員 | 11番 | 安部啓治 | 議員 |
| 12番 | 大田勝義  | 議員 | 13番 | 清水章一 | 議員 |
| 14番 | 安部陽   | 議員 | 15番 | 佐伯修  | 議員 |
| 16番 | 村山弘行  | 議員 | 17番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 福廣和美  | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸  | 議員 |     |      |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 6番 力丸義行 議員

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

- |                  |      |          |      |
|------------------|------|----------|------|
| 市長               | 井上保廣 | 副市長      | 平島鉄信 |
| 教育長              | 關敏治  | 総務部長     | 石橋正直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三笠哲生 | 市民生活部長   | 関岡勉  |
| 健康福祉部長           | 松永栄人 | 建設経済部長   | 木村洋  |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長     | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長          | 木村甚治 | 経営企画課長   | 今泉憲治 |
| 市民課長             | 木村和美 | 福祉課長     | 宮原仁  |
| 都市計画課長           | 神原稔  | 上下水道課長   | 宮原勝美 |
| 教務課長             | 井上和雄 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

- |        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 浅井武  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 茂田和紀 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、報告第8号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第3、報告第10号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第3回太宰府市議会定例会2日目を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、地方公共団体の健全化に関する法律に基づく報告3件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第8号から報告第10号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第8号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市健全化判断比率の報告について」をご説明申し上げます。

平成19年6月に地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法が成立をいたしました。

この健全化法は、財政状況を判断する基準となる健全化判断比率の公表と、その比率に応じた健全化計画などの策定を義務づけ、従来の赤字再建団体に相当する財政再生団体への転落を未然に防ぐため、その前段に早期健全化団体の基準を設け、早期に是正措置を行うことを目的といたしております。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つから成りまして、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなけれ

ばならず、また、将来負担比率を除く3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることとなります。

本市の平成19年度健全化判断比率でございますが、一般会計等の実質収支が黒字であるために、実質赤字比率の表示はございません。公営企業会計も含めた実質収支の合計でも黒字でございますので、連結実質赤字比率の表示もございません。また、実質公債費比率が12.8%、将来負担比率が11.8%となり、太宰府市の財政状況はすべて早期健全化基準及び財政再生基準以下であるために、健全化法に基づきます財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要でございます。

以上、簡単でございますけれども、太宰府市健全化判断比率を報告いたします。

次に、報告第9号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」をご説明申し上げます。

平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、その中で公営企業の経営に関し、前年度の決算提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して資金不足比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないことになりました。

このことを受けましてご報告いたすものでございますが、水道事業におきましては、現金預金等の流動資産の額が、未払金等の流動負債の額を大きく上回り、資金の不足額はなく、資金不足比率は生じておりません。

次に、報告第10号「地方公共団体の健全化に関する法律に基づく平成19年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」をご説明申し上げます。

先ほど水道事業資金不足比率についてご報告申し上げましたけれども、下水道事業におきましても同様に、現金預金等の流動資産の額が、未払金等の流動負債の額を大きく上回り、資金の不足額はなく、資金不足比率は生じておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第62号 太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることにつ

いて

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第62号「太宰府市名誉市民の称号授与者の決定につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第62号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第65号「市道路線の廃止について」及び日程第6、議案第66号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第65号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第66号について、通告があつていますので、これを許可します。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この市道認定でございますけれども、この19ページ、20ページにわたるわけですが、この通古賀の区画整理事業内で歩道3m、これが4路線あるわけですね。それで、現在その住みよいまちづくり、あるいは家屋等を建設する場合は4mなければ建設ができません。したがって、こういう区画整理事業まで行って3mの道路ができるということ、

歩道だからと言われますけれども、この土地に万が一家を建てたりする場合は、お互いに50cmずつセットバックすると。そしたら、かぎ型の道路になってしまうと。そういうことがわかっておいて、なぜこういう4路線について3mの認定をされるのか、ちょっと。これは、行政として指導しなくてはならない立場だろうと思うんですが、その点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今お尋ねがあっておりました道路につきましては、区画整理区域内の車が通行する道路とは別にいたしまして、幅員3mの歩行者専用道路として4路線上がっているものでございます。この歩行者専用道路は、歩行者の利便性を図るため、区画整理区域内の街区と街区、または街区と御笠川沿いにあります散策路を連結するなど、純然たる歩行者専用の道路となっております。

市内では、ご指摘のように4m未満の道路については、建築時にセットバックをお願いし、4mの道路幅員を確保するようにいたしておりますが、この区画整理事業で配置した道路は、緊急時及び通常の通過交通にも配慮した車が通行できる道路と、先ほど申しました歩行者専用の道路と御笠川の河川堤防を利用した散策路など、目的に応じた道路を区画整理組合、市関係課と協議し、計画的に配置したものでございます。

また、この路線とは別に、御笠川沿いにやはり散策路としての歩道がございます。この分につきましては、既に平成19年度に歩行者専用道路としてやはり同じように認定をしている分がございます。これは、もう既に平成19年度で認定を終わつとる分でございます。

以上とおりになっております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私が言いたいのはですね、せっかく区画整理事業で土地の有効利用を考えておるのに、こういうような細い道路ができるということが、やはり町並みを悪くしたりするということがございますので、今後こういうことがないように指導をしっかりとやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第65号及び議案第66号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7と日程第8を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第67号「筑慈苑施設組合への加入について」及び日程第8、議案第68号「大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の変更及び大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第67号及び議案第68号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9と日程第10を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第9、議案第69号「太宰府市名誉市民条例の一部を改正する条例について」及び日程第10、議案第70号「太宰府市総合計画審議会条例を廃止する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号及び議案第70号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第71号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第11、議案第71号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第71号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第17まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第72号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第17、議案第77号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第72号から議案第77号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、議案第78号「太宰府市緑地の保全に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第19、議案第79号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第78号及び議案第79号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第80号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、議案第80号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第80号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21から日程第23まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第81号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第23、議案第83号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号から議案第83号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24と日程第25を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第24、議案第84号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第25、議案第85号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第84号及び議案第85号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 請願第4号 郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第26、請願第4号「郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

10番小柳道枝議員。

[10番 小柳道枝議員 登壇]

○10番（小柳道枝議員） 郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願の説明をさせていただきます。

請願者は、古賀秀策氏外6名でございます。紹介議員は、私小柳道枝、佐伯修議員、大田勝義議員、3名でございます。

趣旨説明は案文を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願。

昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険、いわゆる郵政三事業は、特殊会社である日本郵政株式会社のもとに4つの会社に分割化されました。

民営化スタート後の状況を見ると、3事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、国民生活の面でも利便性向上をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられています。このことは、国民共有の財産である郵便局ネットワークの存続に赤信号がともっていると言っても過言ではありません。

特に、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、郵便事業に課せられた全国一律のサービスが法律に明記されておらず、太宰府市民の身近な金融機関としての郵便局において、将来にわたって安心できる金融サービスを受けることが危ぶまれ、市民生活に与える影響ははかり知れません。

郵政民営化法案は、平成18年4月に施行され、民営化委員会が3年ごとに経営形態のあり方を含めた総合的な見直しが行われることとなっており、来年の平成21年3月が第1回の見直しの時期となります。

この民営化法の見直しについては、貯金、保険の金融サービスにおいて、郵便サービス同様、ユニバーサルサービスを行うことを義務づけ、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、市民の利便性に支障が生じないよう、法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講じることが望ましいと考えます。

理由。理由といたしまして、1つ、郵政民営化法では、万が一にも国民の利便性に支障が生じないよう万全を期することと定められていますが、現状においても既にさまざまな問題点が発生しています。集配郵便局の無集配郵便局化、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便時間外の窓口業務の廃止、ポスト取り集めの一部廃止、送金決済サービスなどの大幅な料金値上げ、公共施設などに設置されているATMの撤去。

2、郵政民営化法において、貯金、保険のユニバーサルサービスが担保されていない現状では、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が株式上場され完全民営化されれば、早晚、利益の最大化を図るため、不採算地域から撤退することは容易に考えられます。そうなれば、金融排除地域が地方のあちらこちらで誕生し、市民生活に大きな負担が強えられることが懸念されます。

3、郵政民営化法において、ユニバーサルサービスの義務づけにより郵便局は全国津々浦々に設置されていますが、その収益の大部分はゆうちょ銀行、かんぽ生命からの業務委託手数料です。法律でユニバーサルサービスの義務づけがない完全民営化後の金融2社からの代理店契約が解消されれば、郵便局は存続できなくなり、市民生活に重大な影響を与えると考えられます。

以上、将来にわたる市民生活の安定のために、郵政民営化法において貯金、保険の金融サービスにおけるユニバーサルサービスの義務づけなどの見直しを行うことが最善であると考えます。

よって、本件について、議会において採択していただきまして、衆・参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣に対し、要請していただきますようお願いするものでございます。どうぞ審議いただきまして採択していただきますようご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、紹介議員にお聞きしますが、今説明がありましたですね、2項目に、郵政民営化において、貯金、保険のユニバーサルサービスが担保されていない状況ではと、いうのがあるんですね。そして、株式上場という問題があるんですが、それでその下の3には逆に、郵政民営化においてユニバーサルサービスの義務づけにより郵便局は全国津々浦々に設置されておりますが、こうあります。そして、この上記の内容でユニバーサルサービスの義務づけ等の見直しを行うことが最善であると考えておりますが、この辺でどんな状況で、先日も西日本新聞に全国で簡易郵便局が再開されているとかという話がありまして、幾つも郵便局が分かっているんですが、まずこの辺がよく内容がわかりません。これは、太宰府市にあります7つの簡易郵便局の局長さんから出されているようですが、私どもこういう内容について紹介議員のほうも説明を受けていると思いますが、説明をいただきたい。どうしてもわからない場合は、紹介議員を議会で呼んでですね、説明を受けないと、どういう問題なのか。私ども、郵

政民営化には一貫して反対をしてきました。そして、強行されて株式会社になりまして、郵便局に行くと窓口が3つに分かれている、こういう状況もありまして、今度はまたこういう状況で、郵政民営化とは違った内容で担保が欲しいという請願が各局長さんから上がってきておりますので、その辺もう少しちょっと説明いただいて、できない場合は請願代表者を呼んで、委員会でも説明を受けなければ、ちょっともう少しですね、意見書への内容も含めてですけど、ちょっと私どもわからないところがありますので、その辺の紹介議員としての意見を求めます。

○10番（小柳道枝議員） ただいま武藤議員のほうからご質問がございました。この郵政民営化におきましては、津々浦々の市民生活の安定を図るべく、今の郵便局請願者であります方々のほうから太宰府において国民のサービスが平等に受けられるようにということを伺っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、この内容が、紹介議員の方が、早う言えば委員会で私どももずっと質問しますが、紹介議員が対応するのか、それともその請願者に説明を求めるのか。意見として、このこういう重要な問題、国会であれだけ論議になって国会議員が除名されたり、復党したりですね、分裂した経過もありまして、いろんな問題があったんですが、あの当時の内容とまた大きく変わっております。一方では民営化を賛成しながら、保障してくださいというこの内容なんです。だから、そういう内容ですが、請願者を呼んで説明を受ける気はあるのかと私が聞いとんです。

だから、ここで、あなたが本会議でできれば請願者代表を呼んで意見を聞きたいという要望があれば、それに対応できるかどうかをお聞きしているわけですよ。

○10番（小柳道枝議員） その点につきましては、請願者とともに話し合いをさせていただきたいと思います。付託された委員会があると思いますので、その中でまた検討の余地があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○19番（武藤哲志議員） 再質問は2回までですから、これで結構です。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27 意見書第4号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第27、意見書第4号「太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書について説明をさせていただきます。

提案理由としましては、地球温暖化防止の取り組みとして太陽光発電システムのさらなる普及促進のための施策の充実を求めるためであります。

お手元に意見書の文があると思いますので、朗読をすることによって説明にかえさせていただきますと思います。

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書。

本年の7月に開催されました洞爺湖サミットにおきまして、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論をされました。議長国である我が国におきましても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%から80%削減するという積極的な目標を掲げたところであります。

二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す原因として、石炭や石油、天然ガスなど化石燃料の燃焼が上げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められております。

その新エネルギーの中でも、特に太陽光発電においては、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集めております。その導入量は、2006年度末で170万9,000kWであり、ドイツ、米国などととも世界をリードしてきた経緯があります。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池モジュール（パネル）の逼迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国内導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥り、技術革新や量産効果などにより低下していた太陽光発電設備の設置単価が2006年からは上昇に転じる結果となりました。

こうした事態の打開に向けて、福田総理は、経済財政改革の基本方針2008や地球温暖化対策の方針「福田ビジョン」において、太陽光発電においては世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量の目標とすると目標を示したところであります。

環境立国を掲げる我が国が太陽光発電世界一の座を奪還するためには、エネルギー導入量増加に向け、総理のリーダーシップのもと政府、各省が連携を緊密にとりつつ、具体的には住宅分野、大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野、さらなるコスト削減に向けた技術開発分野、普及促進のための情報発信・啓発分野の各分野に対して支援策を打ち出す必要があると考えております。

よって、太宰府市議会として、政府に対しまして太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、以下の5項目の実現を強く要望するものであります。

1つ、国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入並びに同事業予算の拡充。

2番目に、分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進。

3、国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度整備。

4番目に、導入コスト低減にかかわる技術開発促進策の推進。

5番目に、太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動の推進。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

あて先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣でございます。よろしくご審議をいただきまして、ご採択いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第28 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第28、意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」。

提出者は、私村山弘行と、賛成者が力丸義行議員であります。

意見書案を朗読し、ご提案にかえさせていただきたいと思いますが、本件につきましては、昨年も同趣旨のものを皆さん方のご協力で全会一致をいただいておりますし、かつて地方六団体の中でも同趣旨の決起集会などを開催を福岡でいたしまして、地方六団体意思統一を図ってきた内容でもございますので、ただいまから意見書を朗読し、提案にかえさせていただきたいと思っております。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になってきます。

一方、2008年度に創設された地方法人事業税の国税化と都市部の税収を活用した地方再生対

策費は、格差是正策としては不十分であり、地方分権に逆行する措置です。さらに、過去の景気対策と地方交付税の大幅圧縮により、自治体財政硬直化を招いた国の財政責任は極めて重いにもかかわらず、自治体財政健全化法のもとで地域、自治体に財政責任を押しつけ、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

このため2009年度予算は、深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実に向け、地方財政圧縮を進める政策の転換を図り、地方税の充実強化、国が果たす財源保障に必要な財源を確保することが重要です。さらに、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実強化を目指し、政府に対し、次のとおり求めます。

記。

1つ、医療、福祉、環境、ライフラインなど地方の公共サービス水準の確保と地方分権推進に向けて、国、地方の税収配分5対5を実現する税源移譲、地方交付税機能の強化により地方財政の充実強化を図ること。

2つ、自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整によることなく、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化により是正を図ること。

3つ、地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

送付先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣。

以上でございます。よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~